

児童養護施設

退所者に奨学金

横浜市、全国初の事業

横浜市は12月19日、市内の児童養護施設などの退所者らに返還不要の奨学金を出すと発表した。1月8日まで希望者を募る。行政の正式な助成事業としては全国初の取り組み。

市民の寄付による「横浜市社会福祉基金」が原資となる。子ども家庭課は「行政がかかわることのできる、継続的支援が可能になる。事業は毎年続けたい」と話している。

対象には、市内の里親や施設を退所する人、市外の施設を退所して横浜市に進学する

人、既に退所し在学习中の人なども含まれる。短大や専門学校、大学などを卒業するまでに就労に結びつく資格や受験資格が得られることも要件。書類・面接選考を受け、支給内定者は将来の夢を披露するスピーチコンテスト

や合宿研修などへの参加が必須になる。奨学生には一時金として学費、書籍代、就職活動費など30万円と、生活資金として月3万円が支給される。返還の必要はない。

事業には、同市のアフターケア事業を受託し、退所者の居場所事業などを実施する認定NPO法人ブリッツフオーズマイルが連携しており、卒業まで奨学生をサポートする。

問い合わせはブリッツフオーズマイル(☎045・548・8011)まで。